地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

2014年(平成26年)4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられ、また、2019年(令和元年)10月1日から一部軽減税率が適用されるものを除き、8%から10%へ引き上げられました。

消費税率の引き上げに伴い、市の歳入である地方消費税交付金についても増え、この分については、「社会保障財源化分」として市が行う社会保障施策に要する経費(社会福祉・社会保険・保健衛生)に充てることとされており、次のとおり関連経費に充当しています。

なお、地方消費税交付金の引き上げ分の充当方法については、各区分の一般財源の割合により按分して算出しています。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)

283.000 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

5, 151, 972 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位: 千円)

	古外陸旭米に安り					(十四・111)
		ļ	け	源	内 訓	
			特定財源			讨 源
区分	経費				引上げ分の地方消費	
		国道支出金	地 方 債	その他	税(社会保障財源化	その他
					分の市交付金)	
社会福祉事業	766, 427			9, 132	21, 325	180, 270
高齢者福祉事業	619, 674			70, 662		421, 152
児童福祉事業	1, 127, 860			57, 741	27, 616	233, 461
生活保護事業	854, 259	670, 279		2, 495	19, 196	162, 289
社会福祉 計	3, 368, 220	2, 082, 065	31,000	140, 030	117, 953	997, 172
国民健康保険事業	184, 887				10, 956	92, 625
介護保険事業	373, 271				36, 251	306, 468
年金事業	92	92				
社会保険 計	558, 250	111, 950			47, 207	399, 093
医療関連事業	1, 072, 385	4, 478		12, 738	111, 611	943, 558
感染他疾病予防事業	139, 942	90, 731		2, 318	4, 960	41, 933
健康増進対策	13, 175	594		580	1, 269	10, 732
保健衛生 計	1, 225, 502			15, 636		996, 223
合 計	5, 151, 972	2, 289, 818	31,000	155, 666	283, 000	2, 392, 488